

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和34年鳥取市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第8条の3第2号」を「第8条の4第2号」に改める。

第8条の3を第8条の4とし、第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（自動車等使用者の支給額）

第8条の2 条例第9条第2項第2号に規定する市規則で定める額は、次表に定める額とする。

自動車等の片道の使用距離	月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円

40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

第16条第1項第2号中「この項」を「この条」に改め、同条2項第2号ア中「当該事由」を「前項第1号に掲げる事由」に、「発生等」を「発生」に、「直前の住居」を「直前の住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居」に改める。

第16条の2第4項中「第8条の3第3号」を「第8条の4第3号」に、「第8条の3第2号」を「第8条の4第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。